

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	クロピクテープ
会社名	三井化学アグロ株式会社
住所	東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
担当部門	安全環境・品質保証部
電話番号	03-5290-2860
FAX 番号	03-3231-1187
整理番号	AGA09062Ja_02
推奨用途及び使用上の制限	農薬(土壌くん蒸剤)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

【物理化学的危険性】

爆発物	[区分外]	自然発火性液体	[分類対象外]
可燃性/引火性ガス	[分類対象外]	自然発火性固体	[区分外]
エアゾール	[分類対象外]	自己発熱性化学品	[区分外]
支燃性/酸化性ガス	[分類対象外]	水反応可燃性化学品	[分類対象外]
高压ガス	[分類対象外]	酸化性液体	[分類対象外]
引火性液体	[分類対象外]	酸化性固体	[区分外]
可燃性固体	[区分外]	有機過酸化物	[分類対象外]
自己反応性化学品	[区分外]	金属腐食性物質	[区分外]

【健康に対する有害性】

急性毒性(経口)	[区分 3]	皮膚感作性	[区分 1]
急性毒性(経皮)	[区分 4]	生殖細胞変異原性	[分類できない]
急性毒性(吸入:ガス)	[分類対象外]	発がん性	[分類できない]
急性毒性(吸入:蒸気)	[区分 1]	生殖毒性	[分類できない]
急性毒性(吸入:粉じん)	[分類できない]	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
急性毒性(吸入:ミスト)	[分類対象外]	(神経系, 呼吸器, 血液系)	[区分 1]
皮膚腐食性/皮膚刺激性	[区分 1C]	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		(中枢神経系, 呼吸器)	[区分 1]
	[区分 1]	(血液系)	[区分 2]
呼吸器感作性	[分類できない]	吸引力呼吸器有害性	[分類できない]

【環境に対する有害性】

水生環境有害性(急性)	[区分 1]	オゾン層への有害性	[分類できない]
水生環境有害性(長期間)	[区分 1]		

GHS ラベル要素

【絵表示又はシンボル】



【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

- ・ 飲み込むと有毒
- ・ 皮膚に接触すると有害
- ・ 吸入すると生命に危険
- ・ 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・ アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・ 神経系, 呼吸器, 血液系の障害
- ・ 長期にわたる, 又は反復ばく露による呼吸器, 中枢神経系の障害
- ・ 長期にわたる, 又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ
- ・ 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

【注意書き】

[安全対策]

- ・ この製品を使用する時に, 飲食又は喫煙をしないこと.
- ・ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること.
- ・ 保護手袋, 保護眼鏡, 保護面, 保護衣を着用すること.
- ・ 呼吸用保護具を着用すること.
- ・ 粉じん, 蒸気を吸入しないこと.
- ・ 汚染された作業衣は作業場から出さないこと.
- ・ 取扱い後は, 手や顔等をよく洗うこと.
- ・ 必要な時以外は, 環境への放出を避けること.

[応急措置]

- ・ 飲み込んだ場合は, 吐かせないで直ちに医師に連絡すること. 口をすすぐこと.
- ・ 吸入した場合, 被災者を空気の新鮮な場所に移し, 呼吸しやすい姿勢で休息させること. 直ちに医師に連絡すること.
- ・ 皮膚又は髪に付着した場合, 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと. 皮膚を大量の流水又はシャワーで洗い, 直ちに医師に連絡すること.
- ・ 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は, 医師の診断あるいは手当を受けること.
- ・ 眼に入った場合, 水で数分間注意深く洗うこと. コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと. その後も洗浄を続けること. 直ちに医師に連絡すること.
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合, 気分が悪い時は医師に連絡すること.

- ・ 汚染した衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 漏出物を回収すること。

[保管]

- ・ 容器を密閉し、換気の良い場所で施錠して保管すること。

[廃棄]

- ・ 内容物又は容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事等に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。
- ・ 使用済みの容器は、他の用途に使用しないこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 化学名又は一般名 : クロピクリン混合物
 別名 : クロピクリン製剤

成分	クロピクリン	吸油性粉末等
含有量	55%	45%
化学特性(化学式)	CCl ₃ NO ₂	-
官報公示整理番号		
化審法	(2)-199	-
安衛法	2-(10)-34, 2-(10)-58	-
CAS 番号	76-06-2	-

4. 応急措置

吸入した場合 : 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
 直ちに医師に連絡する。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐ。
 付着した製品を拭き取り、水又は微温湯で洗い流す。
 外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、速やかに医師の手当てを受ける。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。

眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で洗浄する。
 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。
 コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。
 直ちに眼科医の手当てを受ける。

- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の手当てを受ける。
吐き出させない。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
毛布等で保温して安静に保つ。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は有害物質に触れないよう、手袋やゴーグル、マスク等の保護具を着用する。
-

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 二酸化炭素, 乾燥砂, 粉末, 霧状水, 耐アルコール性泡
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水 (有害物質を拡散させないため)
- 特有の危険有害性 : 被水及び強い加熱により発生する蒸気は有毒であり, 爆発の危険性もある。
- 特有の消火方法 : 火災発生場所の周辺に, 関係者以外の立ち入りを禁止する。
危険なくできる時は, 燃焼の供給源を速やかに止める。
移動可能な容器は, 速やかに安全な場所に移す。
本製品が被水するおそれのない場合は, 周囲の設備等に散水して冷却する。
消火活動は, 可能な限り風上から行う。
- 消火を行う者の保護 : 適切な保護具(手袋, 眼鏡, マスク)を着用する。
-

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置 : 漏出した場所の周辺に, ロープを張る等して関係者以外の立入りを禁止する。
有害性及び刺激性が強いため, 周辺の住民に漏洩の起きたことを通知する等の適切な措置を行う。
作業の際は必ず適切な保護具を着用し, 漏出物との接触及び粉じん又は蒸気, ガスの吸入を避ける。
風下の人を退避させ, 風上から作業をする。低地から離れる。
付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて, 消火用器材を準備する。
密閉された場所は換気する。
製造者に連絡し, その指示に従う。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され, 環境への影響を起こさないように注意する。
- 除去方法 : 散乱した製品を, ポリエチレン袋等に密封して回収する。
破袋したり被水している場合やその可能性があるものは, 乾燥砂, 土等の不活性材で覆い, 密封可能な空容器に回収する。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
被水しないように注意する。

ポリ袋やシートを用いて可能な限りの漏出防止に努める。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策 : 換気の良い場所で取り扱う。
 屋内で取扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気, 全体換気を行う。
 吸入や皮膚への接触を防ぎ, 眼に入らないように適切な保護具を着用する。
 必要な時以外は, 環境への放出を避ける。

安全取扱注意事項 : 容器を転倒, 落下させ, 衝撃を加え, 又は引きずる等の乱暴な取扱いをしない。
 みだりに蒸気, 粉じんが発生しないように取り扱う。
 外装を開封する時, 顔を近づけない。
 濡れた手で触らない。
 内包装フィルムは破らない。

衛生対策 : 休憩場所には, 手洗い, 洗眼等の設備を設け, 取り扱い後に手, 顔等をよく洗う。手袋等の汚染された保護具を持ち込まない。
 指定された場所以外では, 飲食, 喫煙を行ってはならない。

保管

保管条件 : 直射日光を避け, 火気, 熱源から遠ざけて保管する。
 容器を密閉し, 異物の混入を避けて, 通気のよい場所に施錠して保管する。
 法規に規定された基準に従って保管する。
 開封した製品は必ず使い切り, 保管しないこと。

容器包装材料 : ラミネート加工プラスチック袋 (内包装:水溶性フィルム)

8. ばく露防止及び保護措置

<クロピクリン>

管理濃度 : 未設定

許容濃度

日本産業衛生学会 : TWA 0.1ppm (0.67 mg/m³)

ACGIH : TLV-TWA 0.1 ppm

設備対策

: 取り扱い場所には, 全体換気装置を設置する。
 取り扱い場所の近くに, 洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具 : 保護マスク (有機ガス用)

手の保護具 : 保護手袋 (不浸透性)

眼の保護具 : 保護眼鏡 (ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具 : 保護服, 保護帽子, 保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 : 固体 (水溶性フィルム入り粉末)
主成分のクロピクリンは容易にガス化する

色 : 類白色

臭い : 知見なし
<クロピクリン> 催涙を伴う強い刺激臭 閾値 1.1ppm.

pH : 知見なし

引火点 : 不燃性

自然発火温度 (発火点) : 知見なし

蒸気圧 : 知見なし
<クロピクリン> 2.7 kPa (20°C)

見掛け比重 : 0.76

溶解度 : 知見なし

分解温度 : 知見なし

10. 安定性及び反応性

化学的安定性 : 通常の保管条件で安定.
<本品は成型品であるので以下主成分のクロピクリンの情報を示す>

化学的安定性 : 酸に安定, アルカリに不安定.
加熱や光の影響下で分解して, 有毒ヒュームのニトロシルクロリド^{*}とホスゲン, 窒素酸化物を発生する.
加熱, 衝撃により爆発することがある.

危険有害反応可能性 : アルコール性水酸化ナトリウム, ナトリウムメキシド^{*}, 臭化プロパギル, アニリンと接触, 加熱すると激しく反応する.

避けるべき条件 : 加熱, 衝撃, 光

混触危険物質 : アルコール性水酸化ナトリウム, ナトリウムメキシド^{*}, 臭化プロパギル, アニリン, 水の存在下で, 多くの金属を侵す.

危険有害な分解生成物 : 燃焼時, 有害ガス (窒素酸化物, 塩化水素, ホスゲン) を発生する.

11. 有害性情報

急性毒性

経口	ラット (雄)	LD ₅₀	145 mg/kg [区分 3]
	ラット (雌)	LD ₅₀	135 mg/kg [区分 3]
経皮	ラット (雄)	LD ₅₀	1,782 mg/kg [区分 4]
	ラット (雌)	LD ₅₀	1,072 mg/kg [区分 4]

吸入(ガス)	: GHS の定義による固体であるため、分類対象外とした。
吸入(蒸気)	: クロピクリンのラット LC ₅₀ (4H) 6.6 ppm に基づき、製品の急性毒性推定値が 6.6 ppm となることから、区分 1 とした。
吸入(粉じん)	: 知見なし [分類できない]
吸入(ミスト)	: GHS の定義による固体であるため、分類対象外とした。
皮膚腐食性/皮膚刺激性	: <内容物> ウサギ 腐食性 [区分 1C] 紅斑, 痂皮形成, びらん, 潰瘍 不可逆性の腐食性 <水溶性フィルム入り製品> ウサギ 軽度の刺激性 [区分外] 紅斑 72 時間後には消失
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分 1 のクロピクリンを 55%含むため、区分 1 とした。
呼吸器感作性	: 知見なし [分類できない]
皮膚感作性	: 区分 1 のクロピクリンを 55%含むため、区分 1 とした。
生殖細胞変異原性	: 知見なし [分類できない]
発がん性	: 知見なし [分類できない]
生殖毒性	: 知見なし [分類できない]
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 1(神経系, 呼吸器, 血液系)のクロピクリンを 55%含むため、区分 1(神経系, 呼吸器, 血液系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 1(呼吸器, 中枢神経系), 区分 2(血液系)のクロピクリンを 55%含むため、区分 1(呼吸器, 中枢神経系), 区分 2(血液系)とした。
吸引性呼吸器有害性	: 知見なし [分類できない]

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)	: 区分 1 であるクロピクリンの成分濃度×毒性乗率が 25%以上となることから、区分 1 とした。
水生環境有害性(長期間)	: 区分 1 であるクロピクリンの成分濃度×毒性乗率が 25%以上となることから、区分 1 とした。
オゾン層への有害性	: 知見なし [分類できない]
生態毒性	
<クロピクリン>	
魚毒性	: ニジマス LC ₅₀ (96H) 0.0165 mg/L

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。
廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。
使用済みの容器は、他の用途に使用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

- 国連分類 : 6.1
国連番号 : UN2811
国連輸送品名 : 毒性固体, 有機物, n.o.s. (クロピクリン混合物)
容器等級 : I
海洋汚染物質 : 該当

国内規制

- 陸上輸送 : 毒劇法, 道路法に定められている運送方法に従う。
海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送 : 輸送禁止。

輸送の特定の安全対策及び条件

- : 輸送前に容器の破損, 腐食, 漏れ等がないことを確認する。
転倒, 落下, 破損がないように積み込み, 荷崩れの防止を確実に行う。
車両, 船舶には保護具(手袋, 眼鏡, マスク等)を備える他, 緊急時の処理に必要な消火器, 工具等を備えておく。
該当法令に従い, 包装, 表示, 輸送を行う。
移送時にイエローカード^①の保持が必要。

- 緊急時応急措置指針番号 : 154 (毒性物質及び/又は腐食性物質(不燃性))

15. 適用法令

- 消防法 : 第9条の3 貯蔵等の届け出を要する物質 政令第1条の10
(クロピクリンを含有する製剤) (200 kg)
- 毒物及び劇物取締法 : 政令第2条 別表第2 劇物
(クロピクリンを含有する製剤)
- 労働安全衛生法 : 第57条 施行令第18条
名称等を表示すべき危険物及び有害物

	(クロピクリン)
	第 57 条の 2 施行令第 18 条の 2 別表第 9 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (クロピクリン)
労働基準法	: 疾病化学物質 (トリクロロニトロメタン)
化学物質排出把握管理促進法	: 施行令第 1 条 別表第 1 第 1 種指定化学物質 (トリクロロニトロメタン, 別名 クロピクリン 55%)
化学兵器禁止法	: 施行令第 3 条 別表 3 の項 第 2 種指定物質 毒性物質 輸出入の実績数量の届出 30 重量%を超えて含有する物 (トリクロロニトロメタン, 別名 クロピクリン)
道路法	: 施行令 19 条の 13 の通行の制限物質 (クロピクリンを含む製剤)
船舶安全法	: 危規則第 3 条 危険物告示別表第 1 分類 毒物類
港則法	: 施行規則第 12 条危険物(毒物類)
航空法	: 輸送禁止
外為法	: 輸出貿易管理令第 1 条(輸出の許可)別表第 1 の 3 の項(1) 全重量の 30 パーセントを超えるものに限る (トリクロロニトロメタン, 別名 クロピクリン)
農薬取締法	: 登録番号 第 20207 号

16. その他の情報

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。

又、含有量、物理的及び化学的性質、危険・有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

なお、注意事項等については通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。